

●香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

令和元年10月29日

香川県監査委員 三谷 和夫
同 大西 均
同 高田 良徳
同 新田 耕造

- 1 監査対象部局 土木部
- 2 監査対象年度 平成30年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 高速道路利用に係る通勤手当について、支給額が過大になつてゐるものがあつた。（高松土木事務所）</p> <p>(イ) 前年度指導していたにもかかわらず、超過勤務手当について、超過勤務時間の入力誤りによる誤支給があつた。（下水道課）</p> <p>(ウ) 超過勤務手当について、超過勤務時間の算定誤りによる誤支給があつた。（高松港管理事務所）</p> <p>イ 契約について</p> <p>清掃業務委託に係る予定価格の作成において、清掃業務委託積算基準による設計金額を予定価格としていなかつた。（長尾土木事務所）</p> <p>ウ 物品について</p> <p>購入したレターパックについて、郵便切手類受払簿が作成されていなかつた。（高松土木事務所）</p>	<p>ア 支出について</p> <p>(ア) 後日判明した当月中の未支給分の通勤手当と相殺手続を行つた。再発防止のため、今後は確認を徹底する。</p> <p>(イ) 誤支給の手当について、直ちに戻入手続を行つた。前年度の指導に対する再発防止策として、複数の職員による入力確認の実施を徹底していたところであったが、今後は、更に月締め処理の際にも確認を行う。</p> <p>(ウ) 誤支給の手当について、直ちに戻入手続を行つた。今後は、複数の職員により算定の確認を行うことを徹底する。</p> <p>イ 契約について</p> <p>今後、清掃業務委託に係る予定価格の作成においては、清掃業務委託積算基準を用いた積算を行う。</p> <p>ウ 物品について</p> <p>レターパックについて、直ちに郵便切手類受払簿を作成した。</p>